

仕様書

(企画提案時)

本仕様書は「福岡市伝統的工芸品制作過程動画及び素材等制作業務委託」（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際に、福岡市と受託者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

なお、本仕様書において、甲とは福岡市伝統的工芸品振興委員会をいい、乙とは提案者をいう。

1 件 名

福岡市伝統的工芸品制作過程動画及び素材等制作業務委託

2 業務の趣旨・目的

福岡市にゆかりのある国指定の伝統的工芸品である博多織・博多人形（以下「工芸品」という）に初めて接する国内外の方々に対して、それぞれの工芸品の制作過程や歴史・背景等を知ることができる動画を制作することで、工芸品への興味関心や購買意欲の向上を図るもの。

また、制作過程紹介パンフレットやポスターの素材となる写真撮影を行うもの。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務の概要

動画制作については、工芸品のことを全く知らない国内外の方が見たときに、工芸品に興味を持つてもらうきっかけとなるよう、制作過程や歴史・背景、現代の生活スタイルに合わせた工芸品の活用イメージ等を知ることができる動画を作成すること。制作した動画は、甲が保有するオウンドメディア（*1）への掲載や、国内外での展示・販売会での放映を想定している。

*1：オウンドメディアは以下を想定している

- ・YouTube：福岡チャンネル by Fukuoka city (<https://www.youtube.com/channel/UCYv8u1RwRtKMNLh7iLSMf-w>)
- ・Instagram：福岡市伝統的工芸品振興委員会【公式】(https://www.instagram.com/fukuokacity_traditional_crafts/)
- ・デジタルサイネージ：交通結節点や市内各所に設置されたサイネージ

工芸品の制作過程素材等制作については、工芸品の制作過程および完成作品や現代の生活スタイルに合わせた工芸品の活用イメージの写真撮影を行うこと。使用用途となる広告媒体は、福岡空港など市内の交通結節点における壁面広告や観光案内所・展示販売会等にて掲出するポスターやそれらで配布するパンフレットなど国外・国内の歴史・文化に興味のある方が目にするものを想定している。

5 業務の内容

(1) 工芸品に興味を持つてもらうきっかけとなる動画制作

① 動画制作事項

- ア 視聴してもらうことを最優先とし、印象に残るような動画とすること。
- イ 工芸品の制作過程や歴史・背景、現代の生活スタイルに合わせた工芸品の活用イメージなどを知ることができること。
- ウ 制作本数は博多織と博多人形それぞれ横型動画1本（長尺）、縦型動画1本（短尺）とし、主な視聴ターゲット層は30代から40代とする。ターゲットの視聴行動等を想定したうえで具体的な放映時間等を提案すること。
- エ 必要に応じて博多織・博多人形の作家・職人等や、モデル等を起用することとし、本事業終了後も継続的に動画を使用する予定であることから、出演者の肖像権等に関する調整を行い、完全フリーな動画を納品すること。なお、工芸品関係の出演者については、博多織は博多織工業組合、博多人形は博多人形商工業協同組合と協議の上決定すること。
- オ 横型はアスペクト比16：9（1,920×1,080px）、縦型は主にスマートフォンで視聴することを想定したアスペクト比9：16（1,080×1,920px）とする。
- カ テロップは多用せず、ノンバーバルでも通じる情報発信を意識すること。テロップを使用する場合、言語は英語とし、ネイティブスピーカーによる確認を行うこと。
- キ 動画の雰囲気やコンセプトに合ったBGMを設定すること。
- ク 各工芸品の現在の魅力を伝えるため、原則として映像は新たに撮影することとするが、必要に応じて市と協議の上、既存動画や画像を活用することも可とする。なお、既存動画や画像を活用する場合の権利関係の許諾手続きは受注者において行い、使用料等についても事業費内に含めること。
- ケ 制作にあたっては、撮影日程のアポイントを含め、各施設・スポットに対する内容確認（撮影にかかる対価支払い等も含む）、WebサイトやSNSへの掲載に関する一切の調整を行い、同意を得ること。撮影にかかる費用はすべて事業費内に含めること。
- コ 動画の完成までに、甲による複数回の内容確認や修正等の指示を受けること。

② 企画提案内容

- ・本業務は、制作した動画をより多くの人に視聴してもらうことを目的としていることから、より多くの視聴者に見てくれる工夫について具体的な提案を行うこと。
- ・動画については、横型・縦型の構成イメージ（放映時間など含む）または絵コンテ等を作成し、提示すること。
- ・動画制作の実績を示すために、乙が過去に制作した既存の動画で類似するもの（他自治体でのPR実績等）を提示すること。企画書には該当動画のQRコードを記載し、二次審査（オンラインプレゼンテーション）では該当動画を放映すること。ただし、トンマナとして示すために乙が制作していない動画を提示する場合は、“レファレンス動画”として記載し、1つのみ示すこと。
- ・動画の撮影から編集、納品までのスケジュールを記載すること。

（2）工芸品制作過程素材等制作

① 工芸品制作過程素材の撮影

- ア 甲のオウンドメディアや（2）②の広告媒体で使用するなど、国内外をターゲットとした様々な活用が想定されるため、各工芸品素材最低30枚撮影し納品すること。
- イ 撮影箇所については博多織・博多人形制作過程が撮影できる工場・工房等を想定しているが、受託後に甲と

協議のうえ決定するものとする。

(3) 成果物

- ・動画データー式 (MP4及びWMV形式)
※テロップ等がない白素材も納品することとしmov形式とすること。
- ・写真素材データー式 (jpeg形式、aiデータ)

(4) 納品場所

福岡市伝統的工芸品振興委員会事務局
(福岡市経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課内)

(5) その他

- ① 事業者決定後に、動画構成・内容等の修正や、協議の上決定する事項が複数想定されることを留意しながら業務を遂行すること。
- ② 本仕様書6以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。
- ③ 各業務にかかる一切の経費は、全て委託費に含むものとする。
- ④ 上記5の業務を遂行するための実施計画（スケジュール含む）や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえること。
- ⑤ 当該体制での運営が困難となった場合においても業務継続可能なバックアップ体制を整えておくこと。

6 乙の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

① 基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

② 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(3) 従事者の服務規律

① サービス

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。

特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

7 総括責任者及び各業務責任者の選任等

(1) 総括責任者及び各業務責任者の選任

乙は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者（以下「総括責任者」という。）及び履行場所ごとの責任者（以下「各業務責任者」という。）を選任し、甲に届け出ること。各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

(2) 責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に甲との連絡を密に行うとともに、各業の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、8(3)に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

8 その他

(1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、乙の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、甲の指示等に従いながら進めること。

(2) 報告

乙は甲の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

(3) 再委託

乙が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で甲に提出し、承認を得ること。

なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

(4) その他

- ・契約方法にあたっては、甲とそれぞれ個別に締結するものとし、締結にあたってはそれぞれの契約規則等に則るものとする。
- ・仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。
- ・委託契約金額には、通信費、燃料費、人件費、消耗品費、郵送費、印刷費等業務に係る必要経費の一切を含む。
- ・本業務の実施に伴う成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含むは、甲に帰属する。
- ・乙は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

【参考】関係 URL

- ① 博多織工業組合ホームページ: <https://hakataori.or.jp/>
- ② 博多人形商工業協同組合ホームページ: <https://www.hakataningyo.or.jp/>
- ③ はかた伝統工芸館ホームページ: <https://hakata-dentou-kougeikan.jp/>

「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

（1）個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

（2）情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

（3）機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができるることをいう。

（4）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

（5）可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができるることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、福岡市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があること。

- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤

動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。